

六郷ライスセンター建設工事 総合評価説明書

平成 26 年 3 月 4 日

仙 台 市

第1 本書の位置づけ

六郷ライスセンター建設工事総合評価説明書（以下「総合評価説明書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が六郷ライスセンター建設工事（以下「本工事」という。）の実施にあたって、本工事を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集を行うに際して、使用するものである。

総合評価説明書は、落札者を決定するにあたっての方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものであり、技術資料等を作成するための様式と記載要領をとりまとめたものである。

第2 事業者選定の概要

事業者選定方式

本工事を行う事業者には、設計・建設を通じて、幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設等その他の条件等を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札方式をもって行う。

第3 落札者決定基準

1. 落札者の決定

落札者は、以下に示す要件を全て満たす入札者のうち、次式に定める評価方法により得られた評価値が最も高い者とする。

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・入札に係る性能等が、入札公告及び入札説明書において明らかにした技術要件のうち、必須とされた項目の技術的要件を全て満たしていること。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（100点）} + \text{加算点（30点）}}{\text{入札価格（消費税抜き）}}$$

※評価値は、入札金額を百万で除したもので計算し、少数点以下第6位を切り捨てとします。

1) 必須項目審査(標準点審査)

技術提案等の必須項目の審査は、「要求水準書に関する確認書」が提出されていることを確認したときに、標準点100点を付与する。

項目	主な審査項目	内容
提案書記載事項	提案内容の錯誤及び虚偽記載	記載が無い、重大な錯誤がある、虚偽の記載がある。
要求水準書に関する確認書	書類の錯誤及び虚偽記載	記載が無い、重大な錯誤がある、虚偽の記載がある

2)加算項目審査(加算点審査)

技術提案等の加算項目の審査は、提案内容について、表1「評価項目及び加算点の配点」に示す評価項目及び加算点の配点、表2「評価項目における評価基準と得点の配点」に示す評価項目ごとに審査し、評価基準と得点の配点に従い得点を付与する。

2. 事業者選定の体制

技術提案等の審査は、本市が設置した総合評価委員会が行い、仙台市が落札者を決定する。

第4. 評価に関する事項

1) 評価対象項目と提出様式

	評価の視点	評価項目	提出様式	提出部数
	技術提案等	企業の評価	ア 過去5ヶ年度における同種工事の実績	様式1-I 及び様式2-3
イ 東日本大震災後における津波被災地域内での同種工事の実績			様式1-I 及び様式2-3	1
ウ 過去2ヶ年度における指名停止の状況			様式1-I 及び様式2-3	1
エ 品質管理システムの認証取得の状況			様式1-I 及び様式2-3	1
配置予定技術者の評価		オ 過去5ヶ年度における同種工事の実績	様式1-I 及び様式2-4	1
		カ 東日本大震災後における津波被災地域内での同種工事の実績	様式1-I 及び様式2-4	1
企業の労働福祉、社会性		キ 建設業退職金共済制度又は退職一時金制度の加入状況	様式1-I 及び様式2-3	1
		ク 企業年金制度の加入状況		1
		ケ 障害者の雇用促進状況		1
		コ 環境管理システムの認証取得の状況		1
技術提案		サ 周辺環境への配慮に関する技術的所見	様式1-II	1
		シ 荷受設備の品質管理に関する技術的所見	様式1-III	1

表1 評価項目及び加算点の配点

評価の 視点	評価項目	加算点 の配点		得点		評価点
					加 重 度	
企業の 評価	ア 過去5ヶ年度における同種工事の実績	10	6	3	2	6
	イ 東日本大震災後における津波被災地域内での同種工事の実績		3	1	3	3
	ウ 過去2ヶ年度における指名停止の状況		0	0	1	0
	エ 品質管理システムの認証取得の状況		1	1	1	1
	小 計 (a)			10		
配置予定の 技術者の評価	オ 過去5ヶ年度における同種工事の実績	5	3	1	3	3
	カ 東日本大震災後における津波被災地域内での同種工事の実績		2	1	2	2
	小 計 (b)			5		
企業の 労働福祉、 社会性	キ 建設業退職金共済制度又は退職一時金制度の加入状況	5	1	1	1	1
	ク 企業年金制度の加入状況		1	1	1	1
	ケ 障害者の雇用促進状況		2	2	1	2
	コ 環境管理システムの認証取得の状況		1	1	1	1
	小 計 (c)			5		
技術提案	サ 周辺環境への配慮に関する技術的所見	10	4	2	2	4
	シ 荷受設備の品質管理に関する技術的所見		6	2	3	6
	小 計 (d)			10		
加算合計 (a) + (b) + (c) + (d)			30			30

※得点＝評価基準により付与される点数

※評価点＝得点×加重度（重み付け）

表2 評価項目における評価基準と得点の配点

(1) 企業の評価

評価視点	評価項目	評価基準	得点	記載様式
企業の評価	<p>ア. 過去5ヶ年度における同種工事の成績（※1）</p> <p>地方公共団体、農業協同組合、農事組合法人等が発注し、平成20年度から平成24年度までの5ヶ年度に引き渡し完了した同種工事を元請けとして施工した実績。</p> <p>※同種工事とは、対象面積水稲50ha以上で、かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホッパ式、累積混合乾燥機（丸ビン）、遠赤外線乾燥機、建築面積300㎡以上のものをいう。</p> <p>ただし、本工事において、代表者として行った工事に限る。</p>	実績3件以上あり	3	様式1-I 及び様式2-3
		実績2件あり	2	
		実績1件あり	1	
		実績なし	0	
企業の評価	<p>イ. 東日本大震災後における津波被災地域内における同種工事の成績（※1）</p> <p>東日本大震災後における津波被災地域内で地方公共団体、農業協同組合、農事組合法人等が発注し、平成23年8月から平成26年1月末日までに引き渡し完了した同種工事を元請けとして施工した実績。</p> <p>※同種工事とは、対象面積水稲50ha以上で、かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホッパ式、累積混合乾燥機（丸ビン）、遠赤外線乾燥機、建築面積300㎡以上のものをいう。</p> <p>ただし、本工事において、代表者として行った工事に限る。</p>	実績あり	1	様式1-I 及び様式2-3
		実績なし	0	
企業の評価	<p>ウ. 過去2ヶ年度における指名停止の状況（※1）</p> <p>有資格業者に対する指名停止に関する要綱に基づく、平成23年度から平成24年度までの2ヶ年度における指名停止の有無。</p>	指名停止なし	0	様式1-I 及び様式2-3
		指名停止あり	-1	
		指名停止複数回あり	-2	
企業の評価	<p>エ. 品質管理システムの認証取得の状況</p> <p>公告日時点で有効であるISO9001（品質マネジメントシステム）の認証取得の有無</p>	取得あり	1	様式1-I 及び様式2-3
		取得なし	0	

※1 建設工事を行う代表企業を対象とする。各項目の配点は、評価基準により配点を算出し、入札参加者の配点とする。

(2) 配置予定技術者の評価

評価視点	評価項目	評価基準	得点	記載様式
配置予定技術者の評価	<p>オ. 過去5ヶ年度における同種工事の実績(※1)</p> <p>本工事から配置する技術者が、地方公共団体、農業協同組合、農事組合法人等が発注し、平成20年度から平成24年度までの5ヶ年度に引渡しが完了した同種工事に、配置技術者、若しくは現場代理人として従事した実績。</p> <p>※同種工事とは、対象面積水稲50ha以上で、かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホッパ式、累積混合乾燥機(丸ビン)、遠赤外線乾燥機、建築面積300㎡以上のものをいう。</p> <p>ただし、本工事において、代表者として行った工事に限る。</p> <p>※従事を必要とする期間に対する配置技術者、若しくは現場代理人としての従事期間の割合は90%以上であること。</p> <p>ただし、配置技術者、若しくは現場代理人は、建設業法第26条第1項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格要件を有することを条件とする。</p>	実績あり	1	様式1-I 及び様式2-4
		実績なし	0	
	<p>カ. 東日本大震災後における津波被災地域内における同種工事の実績(※1)</p> <p>東日本大震災後における津波被災地域内で地方公共団体、農業協同組合、農事組合法人等が発注し、平成23年8月から平成26年1月末日までに引き渡し完了した同種工事に、配置技術者、若しくは現場代理人として従事した実績。</p> <p>※同種工事とは、対象面積水稲50ha以上で、かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホッパ式、累積混合乾燥機(丸ビン)、遠赤外線乾燥機、建築面積300㎡以上のものをいう。</p> <p>ただし、本工事において、代表者として行った工事に限る。</p> <p>※従事を必要とする期間に対する配置技術者、若しくは現場代理人としての従事期間の割合は90%以上であること。</p> <p>ただし、配置技術者、若しくは現場代理人は、建設業法第26条第1項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格要件を有することを条件とする。</p>	実績あり	1	様式1-I 及び様式2-4
		実績なし	0	

※1 建設工事を行う代表企業の配置予定技術者を対象とする。各項目の配点は、評価基準により配点を算定し、入札参加者の配点とする。

(3) 企業の労働福祉、社会性

評価視点	評価項目	評価基準	得点	記載様式
労働福祉	キ. 建設業退職金共済制度又は退職一時金制度の加入状況(※1) 次のいずれかの制度の加入状況。 <input type="radio"/> 建設業退職金共済制度 <input type="radio"/> 中小企業退職金共済制度 <input type="radio"/> 特定退職金共済制度	加入済み	1	様式 1-I 及び様式 2-3
		加入なし	0	
	ク. 企業年金制度の加入状況(※1) 次のいずれかの制度の加入状況。 <input type="radio"/> 厚生年金基金制度 <input type="radio"/> 確定給付企業年金制度 <input type="radio"/> 確定拠出年金制度 <input type="radio"/> 適格退職年金制度	加入済み	1	様式 1-I 及び様式 2-3
		加入なし	0	
	ケ. 障害者の雇用促進状況(※1) 公告日現在における障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用状況及び法定雇用率(2.0%)に対する取組み状況。 ※ここでいう障害者とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第二条に定められた者をいう。 ※入札企業と直接雇用関係にある建設業従事職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者。ただし、短時間労働者のうち、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の労働者は0.5人としてカウントする。))を対象とする。 ※重度障害者(「障害者の雇用の促進法に関する法律」による重度身体障害者又は重度知的障害者)の認定を受けている者を雇用している場合に、1週間の所定労働時間が30時間以上の者1人をもって障害者2人とみなす。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障害者の場合は、0.5人をもって障害者1人とみなす。 ※法定雇用率が適用されない事業所において、障害者を1人以上雇用している場合は2点を付与する。 ※短時間労働者である障害者等を雇用義務の対象とすることと合わせ、障害者ではない短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)も実雇用率の算定対象とし、0.5人としてカウントする。	法定雇用以上又は義務外雇用あり	2	様式 1-I 及び様式 2-3
		法定雇用率未満	1	
雇用なし		0		
社会性	コ. 環境管理システムの認証取得の状況(※1) 公告日時点で有効である、次のいずれかの環境マネジメントシステムの認証取得の有無。 <input type="radio"/> ISO14001の認定取得 <input type="radio"/> みちのく環境管理規格の認定取得 <input type="radio"/> 環境報告書の公表 ※公告日が認証登録や環境報告書の有効期限内であること。 ※認証登録又は公表している活動範囲に、該当する工事についての内容が含まれていること。また、入札に参加する事業所(本店、営業所等)が明記されていること。なお、工場製作を含む工事にあつては、上記に加えて該当する製作物の製造に関する認証登録又は活動の公表が行われていること。(ただし、自社工場で製造する場合は、その工場に於いて該当する製作物の製造に関する認証取得又は活動の公表がおこなわれていれば良い。)	取得あり	1	様式 1-I 及び様式 2-3
		取得なし	0	

※1 建設工事を行う代表企業を対象とする。各項目の配点は、評価基準により配点を算出し、入札参加者の配点とする。

(4) 技術提案

評価視点	評価項目	評価基準	得点	記載様式
技術提案	<p>サ. 周辺環境への配慮に関する技術的所見</p> <p>今後、周囲に宅地があることを予測した、配置計画(①)の工夫に対する提案を求めるもの。また、周囲の環境(防音・防塵等)を確保(②)する工夫に対する提案を求めるもの。</p>	<p>記載内容が適切であり、工夫した具体的な記述が見られる (①、②のそれぞれの項目について適切な提案が記載されている)</p>	2	様式1-II
		<p>記載内容が適切である (①、②のどちらかの項目について適切な提案が記載されている)</p>	1	
		<p>記載内容が一般的である (適切な提案が記載されていない)</p>	0	
	<p>シ. 荷受設備の品質管理に関する技術的所見</p> <p>メッシュコンテナによる荷受設備(地下ピット)の維持管理等を考慮した外部防水(③)、結露防止(④)の工夫に対する提案を求めるもの。</p>	<p>記載内容が適切であり、工夫した具体的な記述が見られ優れている (③、④のそれぞれの項目について適切な提案が記載されている)</p>	2	様式1-III
		<p>記載内容が適切である (③、④のどちらかの項目について適切な提案が記載されている)</p>	1	
		<p>記載内容が一般的である (適切な提案が記載されていない)</p>	0	

注意：設定した評価項目(サ、シ)について、1項目でも全く記載がない場合は失格とする

技術資料等作成に関する事項

1. 作成上の留意

(1) 記載内容全般

- ・ 明確かつ具体的に記述すること。
- ・ 造語, 略語は, 専門用語, 一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。
- ・ 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど, 参照が必要な場合には, 該当するページを記入すること。
- ・ 本作成要領に様式及び枚数の指定があるものは, それに従うこと。
- ・ 記載内容に不適切な表現, 用語又は数値が含まないようにすること。

(2) 書式等

- ・ 使用する用紙は, 表紙を含め, 各規定様式を使用し, 特に指定のない限りは, A4 版縦長横書き片面とすること。
- ・ 各提出書類等で使用する文字の大きさは, 10.5 ポイント以上とし, 左右に 15mm 以上の余白を設定すること(図表を除く)。
- ・ 各提出書類等に用いる言語は日本語, 通貨は円, 単位は 1 円単位とすること。

(3) 編集方法

- ・ 提出書類等の 1 項目が複数ページにわたるときは, 右肩に番号を振ること。
例) 1/2, 2/2 等

I 総合評価等に関する書類

- ・ 総合評価等に関する書類は 1 部とし, 封筒に封入すること。封筒の表書には, 入札件名, 入札者名, 総合評価に関する書類等到達期限及び「総合評価に関する書類在中」と記載すること。
- ・ 各書類の右上所定の整理番号欄には, 何も記載しないこと。

◆入札時に提出する書類

- 1 評価値申告書(様式 1-I)
- 2 提案書(周辺環境への配慮に関する技術的所見)(様式 1-II)
- 3 提案書(荷受設備の品質管理に関する技術的所見)(様式 1-III)
- 4 要求水準書に関する確認書(様式 2-1)
- 5 入札価格内訳書(様式 2-2)

◆落札候補者となった場合に提出する書類

- 6 企業の同種工事の施工実績, 労働福祉, 社会性の状況(様式 2-3)
- 7 配置予定技術者の資格・施工実績(様式 2-4)

2. 各様式における留意事項

(1) 様式共 1-I について

様式に記載されている項目等について記載すること。提出枚数は 1 枚とする。

(2) 様式 1-II 及び様式 1-III について

様式に記載されている項目等について記載すること。提出枚数は各 1 枚とする。

(3) 様式 2-3 「企業の同種工事の施工実績, 労働福祉, 社会性の状況」について

【企業の評価】

① 同種工事の実績

- ・ 地方公共団体, 農業協同組合, 農事組合法人等が発注し, 平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 カ年度に引渡し完了した同種工事を, 元請けとして実施した実績を最大 5 件まで記載する。
- ・ 同種工事とは, 対象面積水稲 50ha 以上で, かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホップ式, 累積混合乾燥機(丸ビン), 遠赤外線乾燥機, 建築面積 300 m²以上のものをいう。ただし, 本工事において代表者として行った工事に限る。
- ・ 共同企業体の構成員としての施工実績は, 出資比率が 20%以上のものに限る。

- ・実績の有無を記入する。
- ・契約金額は消費税込みの金額を記入する。
- ・発注機関を具体的に記入する。
- ・工事名称は、工事名を記入する。
- ・施工場所を具体的に記入する。
- ・工事概要は、工事概要、主な工種、構造物名称、数量等概要がわかるように記入する。
- ・契約工期は、着手日と完了日を記入する。
- ・受注形態は、単独、共同企業体どちらかを選択する。
- ・財団法人日本建設総合センターが運営している「工事実績情報サービス(CORINS)」への実績を有する工事の登録(竣工時)の有無及び建設業登録番号と登録番号を記入する。
- ・実績が確認できる最終契約図書の写し又はCORINSの竣工時工事カルテの写しを添付すること。

② 品質管理システムの認証取得等の状況

- ・次に該当する認証取得等の有無を記入する。
 - IS09001 の認証を取得している。
- ・該当があるものについては、登録証及び付属書等の写しを添付すること。

【労働福祉】

③ 建設業退職金共済制度又は退職一時金制度の加入状況

- ・退職手当に関する次のいずれかの制度について、自社の「労働契約」又は「就業規則」に定めがある場合、その有無及び制度名を記入する。
 - 建設業退職金共済制度
 - 中小企業退職金共済制度
 - 特定退職金共済制度

※ 選択する制度は、経営事項審査に届出されているデータに基づくものとする。

④ 企業年金制度の加入状況

- ・次のいずれかの制度について加入の有無及び制度名を記入する。
 - 厚生年金基金制度
 - 確定給付企業年金制度
 - 確定拠出年金制度
 - 適格退職年金制度

※ 選択する制度は、経営事項審査に届出されているデータに基づくものとする。

⑤ 障害者の雇用促進状況

- ・建設業従事職員のうち、雇用障害者数を記入する。
- ・法定雇用率が適用される企業にあっては、障害者雇用状況報告書(控)に記載されている障害者実雇用率(%)を記載し、同報告書の写しを添付すること。
- ・法定雇用率が適用されない企業において、建設業従事職員として障害者を雇用している場合は、「法定雇用率以上」と同等とみなす。

【社会性】

⑥ 環境管理システムの認証取得の状況

- ・公告日時点で有効である、次のいずれかの環境マネジメントシステムを、市内事業所を含む範囲で登録又は公表していること。
 - IS014001 の認証取得
 - みちのく環境管理規格の認証取得
 - 環境報告書の公表
- ・該当があるものについては、登録証及び付属書等の写しを添付すること。

(4) 様式 2-4 「配置予定技術者の資格・施工実績」について

① 配置予定技術者の従事資格・氏名

- ・本工事に配置する技術者の従事資格(主任技術者、監理技術者)及び氏名を記入する。

② 同種工事の実績

- ・本工事に配置する技術者が、地方公共団体、農業協同組合、農事組合法人等が発注し、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 ヶ年度に引渡し完了した同種工事を、元請けとして実施した実績を 1 件記載する。

- ・ 同種工事とは、対象面積水稻 50ha 以上で、かつメッシュコンテナによる荷受けによる鋼板製地下ピット型ホッパ式、累積混合乾燥機（丸ビン）、遠赤外線乾燥機、建築面積 300 m²以上のものをいう。ただし、本工事において代表者として行った工事に限る。
 - ・ 配置技術者、若しくは現場代理人として従事した実績は、従事を必要とする期間に対する従事期間の割合が 90%以上であること。
 - ・ 実績の有無及び契約金額を消費税込みの金額で記入する。
 - ・ 発注機関を具体的に記入する。
 - ・ 工事名称は、工事名を記入する。
 - ・ 施工場所を具体的に記入する。
 - ・ 工事概要は、業務概要、主な工種、構造物名称、数量等概要がわかるように記入する。
 - ・ 契約工期は、着手日と完了日を記入する。
 - ・ 従事した期間を記入する。
 - ・ 従事した役職を選択する。ただし、現場代理人として従事した場合は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する「主任技術者」と同等以上の資格要件を有することが確認できる、資格登録証等の写しを添付すること。
 - ・ 財団法人日本建設総合センターが運営している「工事実績情報サービス (CORINS)」への実績を有する工事の登録(竣工時)の有無及び建設業登録番号と登録番号を記入する。
 - ・ CORINS の竣工時工事カルテの写し又は実績が確認できる最終契約図書の写しを添付すること。
- ③ 法令による資格・免許等
- ・ 本工事に配置する技術者が保有する資格名称を記入する。
 - ・ 監理技術者資格を有するものは、資格の取得年月日及び資格者証交付番号を記入する。また、最新の監理技術者講習にかかる講習終了年月日及び終了証番号を記入する。
 - ・ 資格者証等の写しを添付すること。